

別記第二号 (解決案件)

一、現行規程制定ハ其ノ日付ヨリ之ヲ廢止スルニ在リテ、諸工事ハ現行制定ヲ以テ之ヲ  
施行スルモノトス

二、警視廳長官官制

三、警視廳長官官制

四、大崎橋台樹

五、其ノ他ハ自ラ之ニ定メテ之ヲ施行スルコト

六、現行規程制定ハ其ノ日付ヨリ全部施行スルコト

七、現行規程制定ハ其ノ日付ヨリ全部施行スルコト

八、物産局ノ件ニ關シテ、現行規程制定ハ其ノ日付ヨリ全部施行スルコト

九、其ノ他ハ自ラ之ニ定メテ之ヲ施行スルコト

十、其ノ他ハ自ラ之ニ定メテ之ヲ施行スルコト

十一、其ノ他ハ自ラ之ニ定メテ之ヲ施行スルコト

十二、其ノ他ハ自ラ之ニ定メテ之ヲ施行スルコト

十三、其ノ他ハ自ラ之ニ定メテ之ヲ施行スルコト

十四、其ノ他ハ自ラ之ニ定メテ之ヲ施行スルコト

十五、其ノ他ハ自ラ之ニ定メテ之ヲ施行スルコト

十六、其ノ他ハ自ラ之ニ定メテ之ヲ施行スルコト

十七、其ノ他ハ自ラ之ニ定メテ之ヲ施行スルコト

十八、其ノ他ハ自ラ之ニ定メテ之ヲ施行スルコト

十九、其ノ他ハ自ラ之ニ定メテ之ヲ施行スルコト

二十、其ノ他ハ自ラ之ニ定メテ之ヲ施行スルコト

二十一、其ノ他ハ自ラ之ニ定メテ之ヲ施行スルコト

二十二、其ノ他ハ自ラ之ニ定メテ之ヲ施行スルコト

二十三、其ノ他ハ自ラ之ニ定メテ之ヲ施行スルコト

二十四、其ノ他ハ自ラ之ニ定メテ之ヲ施行スルコト

二十五、其ノ他ハ自ラ之ニ定メテ之ヲ施行スルコト

二十六、其ノ他ハ自ラ之ニ定メテ之ヲ施行スルコト

二十七、其ノ他ハ自ラ之ニ定メテ之ヲ施行スルコト

二十八、其ノ他ハ自ラ之ニ定メテ之ヲ施行スルコト

二十九、其ノ他ハ自ラ之ニ定メテ之ヲ施行スルコト

三十、其ノ他ハ自ラ之ニ定メテ之ヲ施行スルコト

三十一、其ノ他ハ自ラ之ニ定メテ之ヲ施行スルコト

三十二、其ノ他ハ自ラ之ニ定メテ之ヲ施行スルコト

三十三、其ノ他ハ自ラ之ニ定メテ之ヲ施行スルコト

三十四、其ノ他ハ自ラ之ニ定メテ之ヲ施行スルコト

三十五、其ノ他ハ自ラ之ニ定メテ之ヲ施行スルコト

4.9.2

4.9.2

勞務第一七二六號

昭和四年八月三十日

警視總監 丸山鶴吉

内務大臣 安達謙藏 殿

社會局長 官 殿

大政府知事 殿

合資會社東京鐵骨橋梁製作所勞働會議解決ニ  
伴フ覽書ノ実行ニ付スル件

標記勞働會議ノ解決ハ本年七月三十一日勞務第一三  
九二號ヲ以テ既報ノ通りナルカ當時ノ覽書ニ基キ其



合資會社東京鐵骨橋梁製作所  
二名爲理人 若井陽三助